

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について
(令和7年9月26日7文科初第1404号文部科学事務次官通知) (抄)

第4 留意事項

2 教員給与の取扱いについて

(2) 主務教諭の職の設置を踏まえた適切な給与について

今般、3.にあるとおり、新たな職として主務教諭の職を置くことができることとするが、主務教諭の職務を踏まえ、主務教諭の設置に伴う新たな級の創設による適切な処遇についても検討されたいこと。また、主務教諭の設置に関わらず、教諭の職務内容・職責に変更がないことを踏まえ、関係法令にのっとり適切な教諭の給与水準の確保に努めること。

なお、これに伴う義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定については、令和8年度以降、所要の変更を予定していること。

3 主務教諭の職の設置について

(1) 主務教諭の職の設置の趣旨について

近年、学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化していることや、これを踏まえ、学校内外との連絡・調整に関する業務が増加していることに鑑み、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るため、新たな職として主務教諭を置くことができることとしたものであること。

(2) 主務教諭の設置及びその処遇等について

主務教諭は、任意に設置することができる職であり、その設置については、学校や地域の状況を踏まえ、各教育委員会において適切に判断されるものであるが、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るという趣旨を踏まえ、その設置について検討されたいこと。

(3) 主務教諭の職務について

主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されること。例えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道徳教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。

このため、一定の経験、知識等を有する教諭のうち、こうした役割を担うことができる教諭が主務教諭として任用されることになると考えられること。なお、ここで言う「知識等を有する」には、心理や福祉に関する資格等を活用するなどして、特定の学校教育活動の核となって役割を担っているような場合や、教職大学院を修了し高度な専門的職業能力を身につけているような場合なども含みうると考えられること。

(4) 主務教諭を含む学校における校務全体のマネジメントについて

主務教諭の職が適切に機能し、教職員間の連携・協働が円滑かつ効果的に行われるよう、主務教諭のみに業務が集中することのないよう留意しつつ、主務教諭の配置により、学校の組織的・機動的な学校運営体制の充実が図られ、若手教師の支援にもつながることや、学校全体の業務をより効率的に行うことが可能となることが期待されることを踏まえ、校長等はその権限において学校全体の校務のマネジメントに取り組んでいただきたいこと。